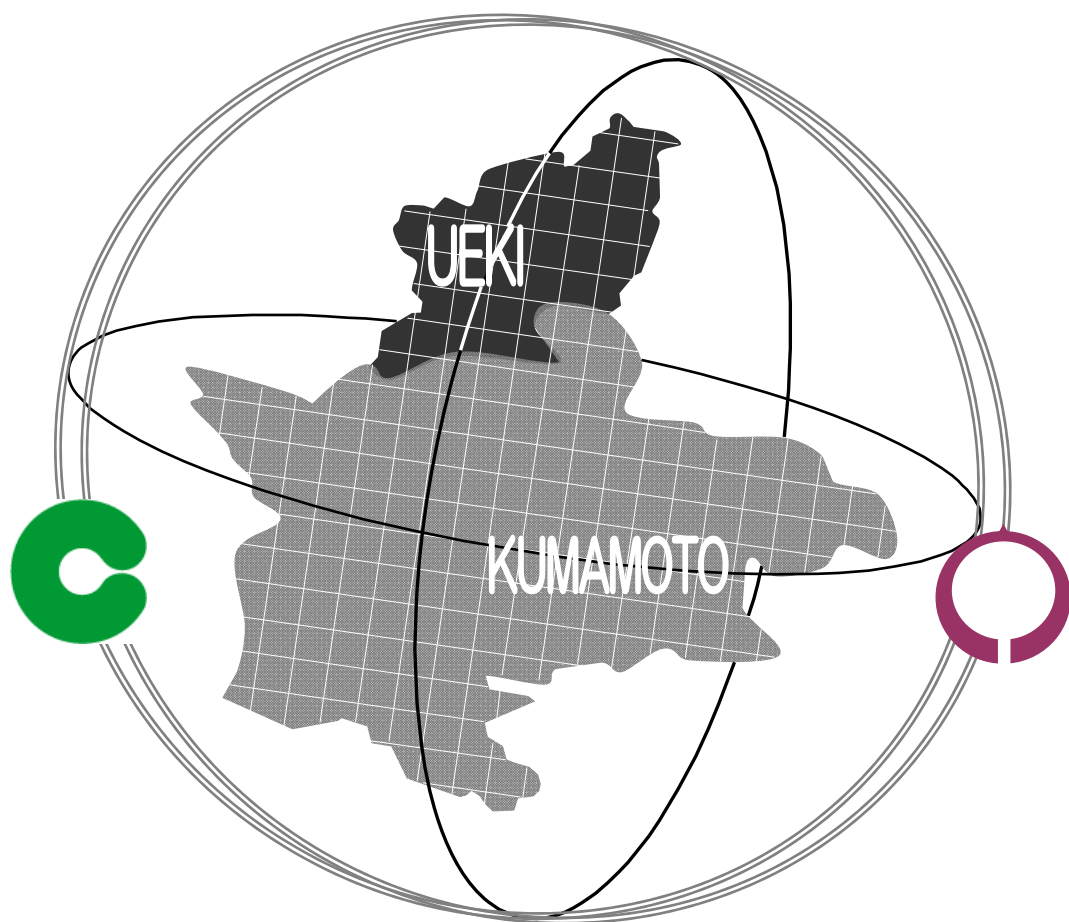


第8回

熊本市・植木町合併協議会



日 時 平成22年2月19日（金）
午前10時40分～

場 所 熊本全日空ホテルニュースカイ
2階 「玉樹」

目 次

〔報 告〕

経過報告	1
------	---

〔議 案〕

議案第11号 熊本市・植木町合併協議会の廃止について	9
----------------------------	---

〔協 議〕

協議結果（調整方針）の変更について	17
・ 協議第9号 地方税の取扱いについて	

〔その他〕

植木町合併特例区について	28
植木総合支所・植木町合併特例区等の組織体制について	29

[報 告]

熊本市・植木町合併協議会の経緯（概要）

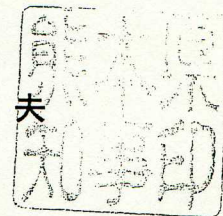
平成20年	
12月4日	熊本市・植木町合併協議会（法定協議会）設置
12月26日	第1回熊本市・植木町合併協議会開催
平成21年	
1月8日	第1回議員専門部会開催
1月30日	第2回熊本市・植木町合併協議会開催
2月16日	第3回熊本市・植木町合併協議会開催
2月26日	第2回議員専門部会開催
3月2日	第4回熊本市・植木町合併協議会開催
3月16日	第3回議員専門部会開催
3月31日	第5回熊本市・植木町合併協議会開催
4月13日	第4回議員専門部会開催
4月20日	第6回熊本市・植木町合併協議会開催
4月20日 ～30日	植木町内9ヵ所で住民説明会開催（第6回協議会分）
5月18日	第5回議員専門部会開催
5月21日 ～6月1日	熊本市内9ヵ所10会場で住民説明会開催
5月25日	第7回熊本市・植木町合併協議会開催
6月12日	熊本市議会開会。冒頭で自民党市議団など4党派が提案した、植木、城南2町との各合併協議会（法定協）で承認した「新市基本計画」の実現を求める決議を賛成多数で可決
6月15日	「熊本市・植木町新市基本計画」を県知事へ提出
6月28日	植木町での合併の是非を問う住民投票（即日開票） （投票率：74.00%、賛成10,591票、反対7,493票）合併賛成過半数を得る。
7月9日	植木町議会臨時会で廃置分合関連議案が可決
7月13日	熊本市議会臨時会で植木町・城南町との廃置分合関連議案が可決
7月17日	県知事へ廃置分合及び合併特例区設置認可申請書の提出
9月14日	熊本県議会にて廃置分合議案が可決 県知事による廃置分合の決定・・・・・・・・・・別紙1-1 合併特例区設置の認可・・・・・・・・・・別紙1-2
10月16日	総務大臣による廃置分合の告示・・・・・・・・・・別紙2
平成22年	
2月19日	第8回熊本市・植木町合併協議会開催
3月22日	熊本市・植木町合併協議会の廃止
3月23日	新「熊本市」の誕生

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成22年3月23日から鹿本郡植木町を廃し、その区域を熊本市に編入することとする。

平成21年9月14日

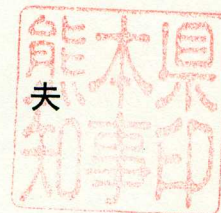
熊本県知事 蒲 島 郁



この写しは、原本と相違ないことを証明します。

平成21年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁



熊本県指令市町村第 1 3 号

熊本市

平成 2 1 年 7 月 1 7 日付けで申請の植木町合併特例区の設置については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 2 8 条第 1 項の規定により認可します。

平成 2 1 年 9 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



○総務省告示第四百九十二号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、鹿本郡植木町を廃し、その区域を熊本市に編入する旨、熊本県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十月十六日

総務大臣臨時代理

国務大臣 前原 誠司

〔 議 案 〕

議案第 1 1 号

熊本市・植木町合併協議会の廃止について

熊本市・植木町合併協議会の廃止については、次のとおりとする。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び第 2 5 2 条の 6 の規定により、熊本市・植木町合併協議会を平成 2 2 年 3 月 2 2 日限りで廃止する。

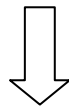
平成 2 2 年 2 月 1 9 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

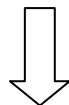
熊本市・植木町合併協議会の廃止までの手続きについて

1. 手続き

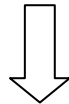
- (1) 熊本市議会及び植木町議会において、熊本市・植木町合併協議会廃止議案の議決



- (2) 熊本市長と植木町長において熊本市・植木町合併協議会の廃止に関する協議書の締結



- (3) 熊本市及び植木町で熊本市・植木町合併協議会の廃止について告示



- (4) 熊本県知事へ熊本市・植木町合併協議会廃止の届出

2. 根拠法令 地方自治法

地方自治法抜粋

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6項 略

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

(1) 両市町議会の議決

	議 第 号 平成 年 月 日提出
<p>熊本市・植木町合併協議会の廃止について（案）</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定により、熊本市・植木町合併協議会を平成22年3月22日限りで廃止することについて、協議を行うため、議決を求める。</p> <p style="text-align: right;">○○○長 ○ ○ ○ ○</p>	

(2) 両市町長の協議

<p>熊本市・植木町合併協議会の廃止に関する協議書（案）</p> <p>熊本市・植木町合併協議会の廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定により、次のとおり定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会は、平成22年3月22日限りで廃止するものとする。 2 協議会規約第20条の規定による決算は、熊本市においてこれを協議会の監査委員であった者の審査に付し、当該監査委員であった者は、監査の結果を熊本市長に報告するものとする。 3 決算により生じた余剰金については、熊本市に帰属するものとする。 4 前3項に定めるもののほか、協議会の廃止に伴い必要となった事項については、両市町が協議のうえ定めるものとする。 <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">熊本市長 幸 山 政 史 植木町長 藤 井 修 一</p>	
---	--

(3) 両市町の告示

(案)	告 示 第	号	年	月	日
	平成				

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定により、熊本市・植木町合併協議会を平成22年3月22日限りで廃止するので、地方自治法第252条の2第2項の規定により告示する。

〇〇〇長 〇 〇 〇 〇

(4) 熊本県知事への届出

(案)	政指発第	号	年	月	日
	植企第	号			
	平成				

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

熊本市長 幸 山 政 史

植木町長 藤 井 修 一

熊本市・植木町合併協議会の廃止について（届出）

熊本市及び鹿本郡植木町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定に基づき熊本市・植木町合併協議会を廃止するので、同法第252条の2第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- ① 熊本市・植木町合併協議会を廃止した理由
- ② 熊本市及び鹿本郡植木町の議会の議決証明書
- ③ 熊本市・植木町合併協議会の廃止に関する協議書の写し

〔 協 議 〕

協議第9号

地方税の取扱いについて

協議第 9 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 1 月 30 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

地方税の取扱いについて

両市町において、差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 地方税のうち都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。

ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第 16 条第 1 項の規定に基づき、合併の年度及びその後 5 年度は課税免除とする。

なお、植木地域における都市計画税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

- 2 地方税のうち事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第 16 条第 1 項の規定に基づき課税免除(合併の年度及びその後 5 年度)とし、その後は熊本市の例に統一する。

なお、植木地域における事業所税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

- 3 地方税のうち法人市(町)民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第 16 条第 1 項の規定に基づき不均一課税(合併の年度及びその後 5 年度は現行の税率を採用)とし、その後は熊本市の税率(制限税率)とする。

ただし、不均一課税期間(合併の年度及びその後 5 年度)内に地方税法の改正により税率の変更があった場合は検討する。

4 地方税のうち入湯税については、~~熊本市の例に統一する。~~「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後5年度は現行の制度を採用）とし、その後は熊本市の例に統一する。

なお、植木地域における入湯税の相当額については、植木地域における観光の振興等（植木温泉等の振興）に要する費用に充てていくものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(9 地方税の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
地方税の取扱い					
1	都市計画税	企画財政部会	第2回	第3回 承認	
2	事業所税	企画財政部会	第2回	第3回 承認	
3	法人市(町)民税	企画財政部会	第2回	第3回 承認	第8回 修正提案
4	入湯税	企画財政部会	第2回	第3回 承認	第8回 修正提案
地方税の取扱い					
1	固定資産の概要	企画財政部会	事務局	承認	
2	特別土地保有税	企画財政部会	事務局	承認	
3	個人市(町)民税	企画財政部会	事務局	承認	
4	軽自動車税	企画財政部会	事務局	承認	
5	市・町たばこ税	企画財政部会	事務局	承認	
6	たばこ小売組合補助金	企画財政部会	事務局	承認	

協議項目	地方税	小項目名	3 法人市（町）民税
------	-----	------	------------

協議内容	税率についてどのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果（調整方針）	植木地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後5年度は現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。 <u>ただし、不均一課税期間（合併の年度及びその後5年度）内に地方税法の改正により税率の変更があった場合は検討する。</u>

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
市 町 別 内 容	○税率		○税率	
	・均等割	制限税率	・均等割	標準税率
	・法人税割	制限税率(14.7%)	・法人税割	超過税率(14.5%)
市 町 別 内 容	○納税義務者数		○納税義務者数	
	・均等割	22,588 (H18 課税状況調)	・均等割	799 (H18 課税状況調)
	・法人税割	22,441 (H18 課税状況調)	・法人税割	798 (H18 課税状況調)
市 町 別 内 容	○税収額		○税収額	
	平成17年度決算	9,713,760 千円	平成17年度決算	294,154 千円
	平成18年度決算	10,059,486 千円	平成18年度決算	367,535 千円
	平成19年度決算	10,237,886 千円	平成19年度決算	243,589 千円
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率については、熊本市は制限税率を、植木町は標準税率を採用している。 ・法人税割については、熊本市は制限税率 14.7%、植木町は超過税率 14.5%を採用している。 ・合併後は税率の統合が必要となるが、熊本市の税率とした場合、植木町において税負担の増加が生じる。 			

熊本市・植木町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	4 入湯税
------	-----	------	-------

協議内容	入湯税についてどのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>熊本市の例に統一する。</p> <p>植木地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後5年度は現行の制度を採用）とし、その後は熊本市の例に統一する。なお、植木地域における入湯税の相当額については、植木地域における観光の振興等（植木温泉等の振興）に要する費用に充てていくものとする。</p>

制度比較			
	熊本市	植木町	
市町別内容	○税率 1人1日150円	○税率 1人1日150円 日帰り1人70円	
	○免税点 1,500円 (食事代、マッサージ代等を含む。)	○免税点 日帰りの入湯客で、入湯料金が1人360円以下	
	○特別徴収義務者 12人 ・ 鉱泉浴場の経営者 ・ 鉱泉浴場経営者以外の者で市長が指定したもの	○特別徴収義務者 22人 ・ 鉱泉浴場の経営者	
	○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 修学旅行に参加する者 ・ 簡素、低廉等の施設に入湯する者 ・ 地方団体等の設置する施設に入湯する者	○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 日帰りの入湯客で、入湯料金が1人360円以下の者 ・ 地域住民の福祉の向上を図るため町及び社会福祉法人等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者 ・ 学校教育上の見地から行われる行事において入湯する者	
	○税収額 平成17年度決算 19,257千円 平成18年度決算 15,681千円 平成19年度決算 16,255千円	○税収額 平成17年度決算 7,066千円 平成18年度決算 7,109千円 平成19年度決算 9,689千円	
相違点と課題	税率、免税点、課税免除の範囲、特別徴収義務者を指定できることに相違があり、制度を統一する必要がある。		

[その他]

植木町合併特例区

設置の目的

合併により住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと不安を取り除き、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるために設置され、旧植木町において独自に行ってきた事務・事業等処理するほか、地域振興に関するさまざまな事柄について審議等を行い、住民の意見を行政に反映する役割を担う。

名称・区域

旧植木町の区域に合併特例区を設置し、名称は「植木町」とする。

設置期間

平成22年3月23日から5年間

事務所の位置

旧町の役場（合併後の総合支所）の位置

処理する事務

- 1 コミュニティ関連施策
 - ・ 自治（地域）活動支援事業
 - ・ 植木町地域魅力アップ推進事業
- 2 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承
 - ・ 植木町はってん祭事業
 - ・ 地域農業活性化事業（すいか祭りなど）
 - ・ 田原坂ウォークラリー事業
 - ・ 田原坂健康マラソン大会事業
 - ・ 民謡「田原坂」全国大会事業
 - ・ 西南の役田原坂戦没者追悼式事業
 - ・ 植木・玉東「西南の役フィールドミュージアム」事業
 - ・ 植木町文化ホール自主文化事業
 - ・ 植木町生涯学習自主講座事業
 - ・ 敬老会事業
 - ・ 植木町戦没者追悼式事業
- 3 観光振興に関連する事業
 - ・ 植木町観光協会助成事業
 - ・ 植木温泉納涼花火大会助成事業
 - ・ 植木温泉観光振興助成事業
 - ・ 観光案内人助成事業
- 4 公の施設の設置及び管理
 - ・ 田原坂公園
 - ・ 植木町田原坂資料館
 - ・ 植木町文化ホール

※ 上記のほか市町村の合併の特例等に関する法律に基づく、新市基本計画の進行管理等を行う。

植木総合支所・植木町合併特例区等の組織

